

警報発令時の対応について

- 1 東京 23 区東部にいずれかの「特別警報」または「暴風警報」、「大雪警報」が発令された場合、以下のとおり対応する。
 - (1) 午前7時の時点でいずれかの「特別警報」または「暴風警報」、「大雪警報」が発令されている場合、自宅待機とし、警報が解除された時刻により以下のように対応する。
 - (2) 午前9時までにすべての「特別警報」および「暴風警報」、「大雪警報」が解除された場合、3限から授業（10時半登校）を行う。
 - (3) 午前9時現在、いずれかの「特別警報」または「暴風警報」、「大雪警報」が発令されている場合、臨時休校とする。

- 2 交通機関の停止に伴う授業の取り扱いについては、東西線とJR総武線の両方ともに運行が停止しているときは1に準ずるものとする。

(以上は令和3年4月1日現在のもの)